

阿見町地域公共交通活性化協議会会議運営規程

平成 20 年 8 月 22 日
制 定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、阿見町地域公共交通活性化協議会規約第 9 条第 6 項の規定に基づき、阿見町地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)の会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第 2 条 会議は、原則として公開とする。ただし、次に掲げる場合は、非公開とすることができる。

- (1) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議を行うとき。
 - (2) 協議会の委員(以下「委員」という。)の過半数以上の同意があったとき。
- 2 公開とする会議の傍聴については、阿見町の例によるものとする。

(議長及び委員の責務)

第 3 条 議長は、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

- 2 委員は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(会議の開催等)

第 4 条 議長は、会議の開会及び閉会を宣言する。

- 2 委員は、発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

(会議録)

第 5 条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調整するものとする。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席委員等氏名
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) その他会長が必要と認めた事項

(会議録署名委員)

第 6 条 会議録に署名すべき委員は、2 人とし、議長が会議において指名する。

(会議録等の公開)

第 7 条 会議録及び会議に提出された資料は、原則として公開する。

- 2 前項の公開は、阿見町の例によるものとする。

(補則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 20 年 8 月 22 日から施行する。